【平成20年6月6日府令第36号改正後】

（参照方式による有価証券届出書）

**第九条の四**　法第五条第四項各号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げるすべての要件を満たす者が、有価証券届出書を提出しようとする場合（法第五条第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準のうち第五項第三号に掲げる基準に該当する場合は、社債券に係る有価証券届出書を提出しようとするときに限る。）には、法第五条第四項の規定により、内国会社にあつては第二号の三様式、外国会社にあつては第七号の三様式により有価証券届出書を作成することができる。

２　法第五条第四項第一号に規定する内閣府令で定める期間は、一年間とする。

３　法第五条第四項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、前条第二項に規定する有価証券報告書とする。

４　前二項の規定にかかわらず、有価証券届出書を提出しようとする者が前条第三項に規定する場合に該当するときには、法第五条第四項第一号に規定する内閣府令で定める期間は前条第三項に規定する期間とし、同号に規定する内閣府令で定めるものは前条第三項に規定する有価証券報告書とすることができる。

５　法第五条第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準は、次の各号のいずれかに掲げる基準とする。

一　有価証券届出書を提出しようとする者が、本邦の金融商品取引所に上場されている株券（以下この項において「上場株券」という。）又は認可金融商品取引業協会に店頭売買有価証券として登録されている株券（以下この項において「店頭登録株券」という。）を発行しており、かつ、次のいずれかの場合に該当すること。

イ　上場日等（当該者の発行する株券が、上場株券にあつては、法第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券に該当することとなつた日、店頭登録株券にあつては、同項第二号に掲げる有価証券に該当することとなつた日をいう。以下この号において同じ。）が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日以前の日である場合において、当該者の発行済株券について、当該有価証券届出書の提出日前六月のいずれかの日（以下この項において「算定基準日」という。）以前三年間の金融商品市場における売買金額又は認可金融商品取引業協会の発表する売買金額（以下この号において「売買金額」という。）の合計を三で除して得た額が百億円以上であり、かつ、三年平均時価総額（当該算定基準日、その日の属する年（以下この項において「算定基準年」という。）の前年の応当日及び当該算定基準年の前々年の応当日における時価総額（金融商品市場における時価総額又は認可金融商品取引業協会の発表する時価総額をいう。以下この号において「時価総額」という。）の合計を三で除して得た額をいう。以下この項において同じ。）が百億円以上であること。

ロ　上場日等が当該有価証券届出書の提出日以前三年六月前の日後の日で二年六月前の日以前の日である場合において、当該者の発行済株券について、算定基準日以前二年間の売買金額の合計を二で除して得た額が百億円以上であり、かつ、二年平均時価総額（当該算定基準日及び算定基準年の前年の応当日における時価総額の合計を二で除して得た額をいう。以下この項において同じ。）が百億円以上であること。

ハ　上場日等が当該有価証券届出書の提出日の二年六月前の日後の日である場合において、当該者の発行済株券について、算定基準日以前一年間の売買金額が百億円以上であり、かつ、基準時時価総額（当該算定基準日における時価総額をいう。以下この項において同じ。）が百億円以上であること。

ニ　当該者の発行済株券について、三年平均時価総額（上場日等が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日後の日で二年六月前の日以前の日である場合には、二年平均時価総額、上場日等が当該有価証券届出書の提出日の二年六月前の日後の日である場合には、基準時時価総額）が二百五十億円以上であること。

ホ　一の指定格付機関により、当該者が既に発行した社債券のいずれかに金融庁長官が指定格付機関ごとに指定した格付（以下この項において「特定格付」という。）が付与され、かつ、他の指定格付機関により、当該者が既に発行した社債券又はその募集若しくは売出しに関し法第四条第一項に規定する届出をしようとする社債券のいずれかに特定格付が付与されていること（これらの格付が公表されている場合に限る。）。

ヘ　法令により優先弁済を受ける権利を保証されている社債券（新株予約権付社債券を除く。）を既に発行していること。

二　前号イに規定する上場日等が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日後の日であり、かつ、有価証券届出書を提出しようとする者が前号イ中「法第二十四条第一項第一号」を「法第二十四条第一項第二号」に、「同項第二号」を「同項第一号」に、「又は認可金融商品取引業協会の発表する売買金額」を「及び認可金融商品取引業協会の発表する売買金額」に、「又は認可金融商品取引業協会の発表する時価総額」を「及び認可金融商品取引業協会の発表する時価総額」に読み替えた後の前号イからニまでのいずれかの場合に該当すること。

三　第一号ホの場合に該当すること（前二号に該当する場合を除く。）。

【平成20年6月6日 府令第36号】 （改正なし）

【平成20年5月30日 府令第35号】 （改正なし）

【平成20年3月28日 府令第10号】 （改正なし）

【平成20年3月13日 府令第8号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 府令第86号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 府令第84号】 （改正なし）

【平成19年10月31日 府令第78号】 （改正なし）

【平成19年8月15日 府令第65号】

（改正後）

（参照方式による有価証券届出書）

**第九条の四**　法第五条第四項各号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げるすべての要件を満たす者が、有価証券届出書を提出しようとする場合（法第五条第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準のうち第五項第三号に掲げる基準に該当する場合は、社債券に係る有価証券届出書を提出しようとするときに限る。）には、法第五条第四項の規定により、内国会社にあつては第二号の三様式、外国会社にあつては第七号の三様式により有価証券届出書を作成することができる。

２　法第五条第四項第一号に規定する内閣府令で定める期間は、一年間とする。

３　法第五条第四項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、前条第二項に規定する有価証券報告書とする。

４　前二項の規定にかかわらず、有価証券届出書を提出しようとする者が前条第三項に規定する場合に該当するときには、法第五条第四項第一号に規定する内閣府令で定める期間は前条第三項に規定する期間とし、同号に規定する内閣府令で定めるものは前条第三項に規定する有価証券報告書とすることができる。

５　法第五条第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準は、次の各号のいずれかに掲げる基準とする。

一　有価証券届出書を提出しようとする者が、本邦の金融商品取引所に上場されている株券（以下この項において「上場株券」という。）又は認可金融商品取引業協会に店頭売買有価証券として登録されている株券（以下この項において「店頭登録株券」という。）を発行しており、かつ、次のいずれかの場合に該当すること。

イ　上場日等（当該者の発行する株券が、上場株券にあつては、法第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券に該当することとなつた日、店頭登録株券にあつては、同項第二号に掲げる有価証券に該当することとなつた日をいう。以下この号において同じ。）が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日以前の日である場合において、当該者の発行済株券について、当該有価証券届出書の提出日前六月のいずれかの日（以下この項において「算定基準日」という。）以前三年間の金融商品市場における売買金額又は認可金融商品取引業協会の発表する売買金額（以下この号において「売買金額」という。）の合計を三で除して得た額が百億円以上であり、かつ、三年平均時価総額（当該算定基準日、その日の属する年（以下この項において「算定基準年」という。）の前年の応当日及び当該算定基準年の前々年の応当日における時価総額（金融商品市場における時価総額又は認可金融商品取引業協会の発表する時価総額をいう。以下この号において「時価総額」という。）の合計を三で除して得た額をいう。以下この項において同じ。）が百億円以上であること。

ロ　上場日等が当該有価証券届出書の提出日以前三年六月前の日後の日で二年六月前の日以前の日である場合において、当該者の発行済株券について、算定基準日以前二年間の売買金額の合計を二で除して得た額が百億円以上であり、かつ、二年平均時価総額（当該算定基準日及び算定基準年の前年の応当日における時価総額の合計を二で除して得た額をいう。以下この項において同じ。）が百億円以上であること。

ハ　上場日等が当該有価証券届出書の提出日の二年六月前の日後の日である場合において、当該者の発行済株券について、算定基準日以前一年間の売買金額が百億円以上であり、かつ、基準時時価総額（当該算定基準日における時価総額をいう。以下この項において同じ。）が百億円以上であること。

ニ　当該者の発行済株券について、三年平均時価総額（上場日等が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日後の日で二年六月前の日以前の日である場合には、二年平均時価総額、上場日等が当該有価証券届出書の提出日の二年六月前の日後の日である場合には、基準時時価総額）が二百五十億円以上であること。

ホ　一の指定格付機関により、当該者が既に発行した社債券のいずれかに金融庁長官が指定格付機関ごとに指定した格付（以下この項において「特定格付」という。）が付与され、かつ、他の指定格付機関により、当該者が既に発行した社債券又はその募集若しくは売出しに関し法第四条第一項に規定する届出をしようとする社債券のいずれかに特定格付が付与されていること（これらの格付が公表されている場合に限る。）。

ヘ　法令により優先弁済を受ける権利を保証されている社債券（新株予約権付社債券を除く。）を既に発行していること。

二　前号イに規定する上場日等が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日後の日であり、かつ、有価証券届出書を提出しようとする者が前号イ中「法第二十四条第一項第一号」を「法第二十四条第一項第二号」に、「同項第二号」を「同項第一号」に、「又は認可金融商品取引業協会の発表する売買金額」を「及び認可金融商品取引業協会の発表する売買金額」に、「又は認可金融商品取引業協会の発表する時価総額」を「及び認可金融商品取引業協会の発表する時価総額」に読み替えた後の前号イからニまでのいずれかの場合に該当すること。

三　第一号ホの場合に該当すること（前二号に該当する場合を除く。）。

（改正前）

（参照方式による有価証券届出書）

**第九条の四**　法第五条第四項各号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げるすべての要件を満たす者が、有価証券届出書を提出しようとする場合（法第五条第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準のうち第五項第三号に掲げる基準に該当する場合は、社債券に係る有価証券届出書を提出しようとするときに限る。）には、法第五条第四項の規定により、内国会社にあつては第二号の三様式、外国会社にあつては第七号の三様式により有価証券届出書を作成することができる。

２　法第五条第四項第一号に規定する内閣府令で定める期間は、一年間とする。

３　法第五条第四項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、前条第二項に規定する有価証券報告書とする。

４　前二項の規定にかかわらず、有価証券届出書を提出しようとする者が前条第三項に規定する場合に該当するときには、法第五条第四項第一号に規定する内閣府令で定める期間は前条第三項に規定する期間とし、同号に規定する内閣府令で定めるものは前条第三項に規定する有価証券報告書とすることができる。

５　法第五条第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準は、次の各号のいずれかに掲げる基準とする。

一　有価証券届出書を提出しようとする者が、本邦の証券取引所に上場されている株券（以下この項において「上場株券」という。）又は証券業協会に店頭売買有価証券として登録されている株券（以下この項において「店頭登録株券」という。）を発行しており、かつ、次のいずれかの場合に該当すること。

イ　上場日等（当該者の発行する株券が、上場株券にあつては、法第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券に該当することとなつた日、店頭登録株券にあつては、同項第二号に掲げる有価証券に該当することとなつた日をいう。以下この号において同じ。）が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日以前の日である場合において、当該者の発行済株券について、当該有価証券届出書の提出日前六月のいずれかの日（以下この項において「算定基準日」という。）以前三年間の有価証券市場における売買金額又は証券業協会の発表する売買金額（以下この号において「売買金額」という。）の合計を三で除して得た額が百億円以上であり、かつ、三年平均時価総額（当該算定基準日、その日の属する年（以下この項において「算定基準年」という。）の前年の応当日及び当該算定基準年の前々年の応当日における時価総額（有価証券市場における時価総額又は証券業協会の発表する時価総額をいう。以下この号において「時価総額」という。）の合計を三で除して得た額をいう。以下この項において同じ。）が百億円以上であること。

ロ　上場日等が当該有価証券届出書の提出日以前三年六月前の日後の日で二年六月前の日以前の日である場合において、当該者の発行済株券について、算定基準日以前二年間の売買金額の合計を二で除して得た額が百億円以上であり、かつ、二年平均時価総額（当該算定基準日及び算定基準年の前年の応当日における時価総額の合計を二で除して得た額をいう。以下この項において同じ。）が百億円以上であること。

ハ　上場日等が当該有価証券届出書の提出日の二年六月前の日後の日である場合において、当該者の発行済株券について、算定基準日以前一年間の売買金額が百億円以上であり、かつ、基準時時価総額（当該算定基準日における時価総額をいう。以下この項において同じ。）が百億円以上であること。

ニ　当該者の発行済株券について、三年平均時価総額（上場日等が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日後の日で二年六月前の日以前の日である場合には、二年平均時価総額、上場日等が当該有価証券届出書の提出日の二年六月前の日後の日である場合には、基準時時価総額）が二百五十億円以上であること。

ホ　一の指定格付機関により、当該者が既に発行した社債券のいずれかに金融庁長官が指定格付機関ごとに指定した格付（以下この項において「特定格付」という。）が付与され、かつ、他の指定格付機関により、当該者が既に発行した社債券又はその募集若しくは売出しに関し法第四条第一項に規定する届出をしようとする社債券のいずれかに特定格付が付与されていること（これらの格付が公表されている場合に限る。）。

ヘ　法令により優先弁済を受ける権利を保証されている社債券（新株予約権付社債券を除く。）を既に発行していること。

二　前号イに規定する上場日等が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日後の日であり、かつ、有価証券届出書を提出しようとする者が前号イ中「法第二十四条第一項第一号」を「法第二十四条第一項第二号」に、「同項第二号」を「同項第一号」に、「又は証券業協会の発表する売買金額」を「及び証券業協会の発表する売買金額」に、「又は証券業協会の発表する時価総額」を「及び証券業協会の発表する時価総額」に読み替えた後の前号イからニまでのいずれかの場合に該当すること。

三　第一号ホの場合に該当すること（前二号に該当する場合を除く。）。

【平成19年3月30日 府令第31号】 （改正なし）

【平成18年12月12日 府令第86号】 （改正なし）

【平成18年4月25日 府令第52号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 府令第103号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 府令第89号】 （改正なし）

【平成17年3月31日 府令第34号】 （改正なし）

【平成17年2月28日 府令第13号】 （改正なし）

【平成17年1月26日 府令第3号】 （改正なし）

【平成16年12月28日 府令第109号】 （改正なし）

【平成16年11月22日 府令第91号】

（改正後）

（参照方式による有価証券届出書）

**第九条の四**　法第五条第四項各号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げるすべての要件を満たす者が、有価証券届出書を提出しようとする場合（法第五条第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準のうち第五項第三号に掲げる基準に該当する場合は、社債券に係る有価証券届出書を提出しようとするときに限る。）には、法第五条第四項の規定により、内国会社にあつては第二号の三様式、外国会社にあつては第七号の三様式により有価証券届出書を作成することができる。

２　法第五条第四項第一号に規定する内閣府令で定める期間は、一年間とする。

３　法第五条第四項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、前条第二項に規定する有価証券報告書とする。

４　前二項の規定にかかわらず、有価証券届出書を提出しようとする者が前条第三項に規定する場合に該当するときには、法第五条第四項第一号に規定する内閣府令で定める期間は前条第三項に規定する期間とし、同号に規定する内閣府令で定めるものは前条第三項に規定する有価証券報告書とすることができる。

５　法第五条第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準は、次の各号のいずれかに掲げる基準とする。

一　有価証券届出書を提出しようとする者が、本邦の証券取引所に上場されている株券（以下この項において「上場株券」という。）又は証券業協会に店頭売買有価証券として登録されている株券（以下この項において「店頭登録株券」という。）を発行しており、かつ、次のいずれかの場合に該当すること。

イ　上場日等（当該者の発行する株券が、上場株券にあつては、法第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券に該当することとなつた日、店頭登録株券にあつては、同項第二号に掲げる有価証券に該当することとなつた日をいう。以下この号において同じ。）が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日以前の日である場合において、当該者の発行済株券について、当該有価証券届出書の提出日前六月のいずれかの日（以下この項において「算定基準日」という。）以前三年間の有価証券市場における売買金額又は証券業協会の発表する売買金額（以下この号において「売買金額」という。）の合計を三で除して得た額が百億円以上であり、かつ、三年平均時価総額（当該算定基準日、その日の属する年（以下この項において「算定基準年」という。）の前年の応当日及び当該算定基準年の前々年の応当日における時価総額（有価証券市場における時価総額又は証券業協会の発表する時価総額をいう。以下この号において「時価総額」という。）の合計を三で除して得た額をいう。以下この項において同じ。）が百億円以上であること。

ロ　上場日等が当該有価証券届出書の提出日以前三年六月前の日後の日で二年六月前の日以前の日である場合において、当該者の発行済株券について、算定基準日以前二年間の売買金額の合計を二で除して得た額が百億円以上であり、かつ、二年平均時価総額（当該算定基準日及び算定基準年の前年の応当日における時価総額の合計を二で除して得た額をいう。以下この項において同じ。）が百億円以上であること。

ハ　上場日等が当該有価証券届出書の提出日の二年六月前の日後の日である場合において、当該者の発行済株券について、算定基準日以前一年間の売買金額が百億円以上であり、かつ、基準時時価総額（当該算定基準日における時価総額をいう。以下この項において同じ。）が百億円以上であること。

ニ　当該者の発行済株券について、三年平均時価総額（上場日等が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日後の日で二年六月前の日以前の日である場合には、二年平均時価総額、上場日等が当該有価証券届出書の提出日の二年六月前の日後の日である場合には、基準時時価総額）が二百五十億円以上であること。

ホ　一の指定格付機関により、当該者が既に発行した社債券のいずれかに金融庁長官が指定格付機関ごとに指定した格付（以下この項において「特定格付」という。）が付与され、かつ、他の指定格付機関により、当該者が既に発行した社債券又はその募集若しくは売出しに関し法第四条第一項に規定する届出をしようとする社債券のいずれかに特定格付が付与されていること（これらの格付が公表されている場合に限る。）。

ヘ　法令により優先弁済を受ける権利を保証されている社債券（新株予約権付社債券を除く。）を既に発行していること。

二　前号イに規定する上場日等が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日後の日であり、かつ、有価証券届出書を提出しようとする者が前号イ中「法第二十四条第一項第一号」を「法第二十四条第一項第二号」に、「同項第二号」を「同項第一号」に、「又は証券業協会の発表する売買金額」を「及び証券業協会の発表する売買金額」に、「又は証券業協会の発表する時価総額」を「及び証券業協会の発表する時価総額」に読み替えた後の前号イからニまでのいずれかの場合に該当すること。

三　第一号ホの場合に該当すること（前二号に該当する場合を除く。）。

（改正前）

（参照方式による有価証券届出書）

**第九条の四**　法第五条第四項各号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げるすべての要件を満たす者が、有価証券届出書を提出しようとする場合（法第五条第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準のうち第五項第三号に掲げる基準に該当する場合は、社債券に係る有価証券届出書を提出しようとするときに限る。）には、法第五条第四項の規定により、内国会社にあつては第二号の三様式、外国会社にあつては第七号の三様式により有価証券届出書を作成することができる。

２　法第五条第四項第一号に規定する内閣府令で定める期間は、一年間とする。

３　法第五条第四項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、前条第二項に規定する有価証券報告書とする。

４　前二項の規定にかかわらず、有価証券届出書を提出しようとする者が前条第三項に規定する場合に該当するときには、法第五条第四項第一号に規定する内閣府令で定める期間は前条第三項に規定する期間とし、同号に規定する内閣府令で定めるものは前条第三項に規定する有価証券報告書とする。

５　法第五条第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準は、次の各号のいずれかに掲げる基準とする。

一　有価証券届出書を提出しようとする者が、証券取引所に上場されている株券（以下この項において「上場株券」という。）又は証券業協会に店頭売買有価証券として登録されている株券（以下この項において「店頭登録株券」という。）を発行しており、かつ、次のいずれかの場合に該当すること。

イ　上場日等（当該者の発行する株券が、上場株券にあつては、法第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券に該当することとなつた日、店頭登録株券にあつては、同項第二号に掲げる有価証券に該当することとなつた日をいう。以下この号において同じ。）が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日以前の日である場合において、当該者の発行済株券について、当該有価証券届出書の提出日前六月のいずれかの日（以下この項において「算定基準日」という。）以前三年間の有価証券市場における売買金額又は証券業協会の発表する売買金額（以下この号において「売買金額」という。）の合計を三で除して得た額が百億円以上であり、かつ、三年平均時価総額（当該算定基準日、その日の属する年（以下この項において「算定基準年」という。）の前年の応当日及び当該算定基準年の前々年の応当日における時価総額（有価証券市場における時価総額又は証券業協会の発表する時価総額をいう。以下この号において「時価総額」という。）の合計を三で除して得た額をいう。以下この項において同じ。）が百億円以上であること。

ロ　上場日等が当該有価証券届出書の提出日以前三年六月前の日後の日で二年六月前の日以前の日である場合において、当該者の発行済株券について、算定基準日以前二年間の売買金額の合計を二で除して得た額が百億円以上であり、かつ、二年平均時価総額（当該算定基準日及び算定基準年の前年の応当日における時価総額の合計を二で除して得た額をいう。以下この項において同じ。）が百億円以上であること。

ハ　上場日等が当該有価証券届出書の提出日の二年六月前の日後の日である場合において、当該者の発行済株券について、算定基準日以前一年間の売買金額が百億円以上であり、かつ、基準時時価総額（当該算定基準日における時価総額をいう。以下この項において同じ。）が百億円以上であること。

ニ　当該者の発行済株券について、三年平均時価総額（上場日等が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日後の日で二年六月前の日以前の日である場合には、二年平均時価総額、上場日等が当該有価証券届出書の提出日の二年六月前の日後の日である場合には、基準時時価総額）が二百五十億円以上であること。

ホ　一の指定格付機関により、当該者が既に発行した社債券のいずれかに金融庁長官が指定格付機関ごとに指定した格付（以下この項において「特定格付」という。）が付与され、かつ、他の指定格付機関により、当該者が既に発行した社債券又はその募集若しくは売出しに関し法第四条第一項に規定する届出をしようとする社債券のいずれかに特定格付が付与されていること（これらの格付が公表されている場合に限る。）。

ヘ　法令により優先弁済を受ける権利を保証されている社債券（新株予約権付社債券を除く。）を既に発行していること。

二　前号イに規定する上場日等が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日後の日であり、かつ、有価証券届出書を提出しようとする者が前号イ中「法第二十四条第一項第一号」を「法第二十四条第一項第二号」に、「同項第二号」を「同項第一号」に、「又は証券業協会の発表する売買金額」を「及び証券業協会の発表する売買金額」に、「又は証券業協会の発表する時価総額」を「及び証券業協会の発表する時価総額」に読み替えた後の前号イからニまでのいずれかの場合に該当すること。

三　第一号ホの場合に該当すること（前二号に該当する場合を除く。）。

【平成16年5月31日 府令第53号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 府令第3号】 （改正なし）

【平成15年9月24日 府令第82号】 （改正なし）

【平成15年5月23日 府令第59号】 （改正なし）

【平成15年3月31日 府令第28号】

（改正後）

（参照方式による有価証券届出書）

**第九条の四**　法第五条第四項各号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げるすべての要件を満たす者が、有価証券届出書を提出しようとする場合（法第五条第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準のうち第五項第三号に掲げる基準に該当する場合は、社債券に係る有価証券届出書を提出しようとするときに限る。）には、法第五条第四項の規定により、内国会社にあつては第二号の三様式、外国会社にあつては第七号の三様式により有価証券届出書を作成することができる。

２　法第五条第四項第一号に規定する内閣府令で定める期間は、一年間とする。

３　法第五条第四項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、前条第二項に規定する有価証券報告書とする。

４　前二項の規定にかかわらず、有価証券届出書を提出しようとする者が前条第三項に規定する場合に該当するときには、法第五条第四項第一号に規定する内閣府令で定める期間は前条第三項に規定する期間とし、同号に規定する内閣府令で定めるものは前条第三項に規定する有価証券報告書とする。

５　法第五条第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準は、次の各号のいずれかに掲げる基準とする。

一　有価証券届出書を提出しようとする者が、証券取引所に上場されている株券（以下この項において「上場株券」という。）又は証券業協会に店頭売買有価証券として登録されている株券（以下この項において「店頭登録株券」という。）を発行しており、かつ、次のいずれかの場合に該当すること。

イ　上場日等（当該者の発行する株券が、上場株券にあつては、法第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券に該当することとなつた日、店頭登録株券にあつては、同項第二号に掲げる有価証券に該当することとなつた日をいう。以下この号において同じ。）が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日以前の日である場合において、当該者の発行済株券について、当該有価証券届出書の提出日前六月のいずれかの日（以下この項において「算定基準日」という。）以前三年間の有価証券市場における売買金額又は証券業協会の発表する売買金額（以下この号において「売買金額」という。）の合計を三で除して得た額が百億円以上であり、かつ、三年平均時価総額（当該算定基準日、その日の属する年（以下この項において「算定基準年」という。）の前年の応当日及び当該算定基準年の前々年の応当日における時価総額（有価証券市場における時価総額又は証券業協会の発表する時価総額をいう。以下この号において「時価総額」という。）の合計を三で除して得た額をいう。以下この項において同じ。）が百億円以上であること。

ロ　上場日等が当該有価証券届出書の提出日以前三年六月前の日後の日で二年六月前の日以前の日である場合において、当該者の発行済株券について、算定基準日以前二年間の売買金額の合計を二で除して得た額が百億円以上であり、かつ、二年平均時価総額（当該算定基準日及び算定基準年の前年の応当日における時価総額の合計を二で除して得た額をいう。以下この項において同じ。）が百億円以上であること。

ハ　上場日等が当該有価証券届出書の提出日の二年六月前の日後の日である場合において、当該者の発行済株券について、算定基準日以前一年間の売買金額が百億円以上であり、かつ、基準時時価総額（当該算定基準日における時価総額をいう。以下この項において同じ。）が百億円以上であること。

ニ　当該者の発行済株券について、三年平均時価総額（上場日等が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日後の日で二年六月前の日以前の日である場合には、二年平均時価総額、上場日等が当該有価証券届出書の提出日の二年六月前の日後の日である場合には、基準時時価総額）が二百五十億円以上であること。

ホ　一の指定格付機関により、当該者が既に発行した社債券のいずれかに金融庁長官が指定格付機関ごとに指定した格付（以下この項において「特定格付」という。）が付与され、かつ、他の指定格付機関により、当該者が既に発行した社債券又はその募集若しくは売出しに関し法第四条第一項に規定する届出をしようとする社債券のいずれかに特定格付が付与されていること（これらの格付が公表されている場合に限る。）。

ヘ　法令により優先弁済を受ける権利を保証されている社債券（新株予約権付社債券を除く。）を既に発行していること。

二　前号イに規定する上場日等が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日後の日であり、かつ、有価証券届出書を提出しようとする者が前号イ中「法第二十四条第一項第一号」を「法第二十四条第一項第二号」に、「同項第二号」を「同項第一号」に、「又は証券業協会の発表する売買金額」を「及び証券業協会の発表する売買金額」に、「又は証券業協会の発表する時価総額」を「及び証券業協会の発表する時価総額」に読み替えた後の前号イからニまでのいずれかの場合に該当すること。

三　第一号ホの場合に該当すること（前二号に該当する場合を除く。）。

（改正前）

（参照方式による有価証券届出書）

**第九条の四**　法第五条第四項各号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げるすべての要件を満たす者が、有価証券届出書を提出しようとする場合（法第五条第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準のうち第四項第三号に掲げる基準に該当する場合は、内国会社が社債券に係る有価証券届出書を提出しようとするときに限る。）には、同項の規定により、内国会社にあつては第二号の三様式、外国会社にあつては第七号の三様式により有価証券届出書を作成することができる。

２　法第五条第四項第一号に規定する内閣府令で定める期間は、一年間とする。

３　法第五条第四項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、前条第二項に規定する有価証券報告書とする。

（４　新設）

４　法第五条第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準は、次の各号のいずれかに掲げる基準とする。

一　有価証券届出書を提出しようとする者が、証券取引所に上場されている株券（以下この項において「上場株券」という。）又は証券業協会に店頭売買有価証券として登録されている株券（以下この項において「店頭登録株券」という。）を発行しており、かつ、次のいずれかの場合に該当すること。

イ　上場日等（当該者の発行する株券が、上場株券にあつては、法第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券に該当することとなつた日、店頭登録株券にあつては、同項第二号に掲げる有価証券に該当することとなつた日をいう。以下この号において同じ。）が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日以前の日である場合において、当該者の発行済株券について、当該有価証券届出書の提出日前六月のいずれかの日（以下この項において「算定基準日」という。）以前三年間の有価証券市場における売買金額又は証券業協会の発表する売買金額（以下この号において「売買金額」という。）の合計を三で除して得た額が百億円以上であり、かつ、三年平均時価総額（当該算定基準日、その日の属する年（以下この項において「算定基準年」という。）の前年の応当日及び当該算定基準年の前々年の応当日における時価総額（有価証券市場における時価総額又は証券業協会の発表する時価総額（以下この号において「時価総額」という。）の合計を三で除して得た額をいう。以下この項において同じ。）が百億円以上であること。

ロ　上場日等が当該有価証券届出書の提出日以前三年六月前の日後の日で二年六月前の日以前の日である場合において、当該者の発行済株券について、算定基準日以前二年間の売買金額の合計を二で除して得た額が百億円以上であり、かつ、二年平均時価総額（当該算定基準日及び算定基準年の前年の応当日における時価総額の合計を二で除して得た額をいう。以下この項において同じ。）が百億円以上であること。

ハ　上場日等が当該有価証券届出書の提出日の二年六月前の日後の日である場合において、当該者の発行済株券について、算定基準日以前一年間の売買金額が百億円以上であり、かつ、基準時時価総額（当該算定基準日における時価総額をいう。以下この項において同じ。）が百億円以上であること。

ニ　当該者の発行済株券について、三年平均時価総額（上場日等が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日後の日で二年六月前の日以前の日である場合には、二年平均時価総額、上場日等が当該有価証券届出書の提出日の二年六月前の日後の日である場合には、基準時時価総額）が二百五十億円以上であること。

ホ　一の指定格付機関により、当該者が既に発行した社債券のいずれかに金融庁長官が指定格付機関ごとに指定した格付（以下この項において「特定格付」という。）が付与され、かつ、他の指定格付機関により、当該者が既に発行した社債券又はその募集若しくは売出しに関し法第四条第一項に規定する届出をしようとする社債券のいずれかに特定格付が付与されていること（これらの格付が公表されている場合に限る。）。

ヘ　法令により優先弁済を受ける権利を保証されている社債券（新株予約権付社債券を除く。）を既に発行していること。

二　前号イに規定する上場日等が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日後の日であり、かつ、有価証券届出書を提出しようとする者が前号イ中「法第二十四条第一項第一号」を「法第二十四条第一項第二号」に、「同項第二号」を「同項第一号」に、「又は証券業協会の発表する売買金額」を「及び証券業協会の発表する売買金額」に、「又は証券業協会の発表する時価総額」を「及び証券業協会の発表する時価総額」に読み替えた後の前号イからニまでのいずれかの場合に該当すること。

三　第一号ホの場合に該当すること（前二号に該当する場合を除く。）。

【平成14年12月24日 府令第87号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 府令第46号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 府令第44号】 （改正なし）

【平成14年3月28日 府令第17号】

（改正後）

（参照方式による有価証券届出書）

**第九条の四**　法第五条第四項各号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げるすべての要件を満たす者が、有価証券届出書を提出しようとする場合（法第五条第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準のうち第四項第三号に掲げる基準に該当する場合は、内国会社が社債券に係る有価証券届出書を提出しようとするときに限る。）には、同項の規定により、内国会社にあつては第二号の三様式、外国会社にあつては第七号の三様式により有価証券届出書を作成することができる。

２　法第五条第四項第一号に規定する内閣府令で定める期間は、一年間とする。

３　法第五条第四項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、前条第二項に規定する有価証券報告書とする。

４　法第五条第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準は、次の各号のいずれかに掲げる基準とする。

一　有価証券届出書を提出しようとする者が、証券取引所に上場されている株券（以下この項において「上場株券」という。）又は証券業協会に店頭売買有価証券として登録されている株券（以下この項において「店頭登録株券」という。）を発行しており、かつ、次のいずれかの場合に該当すること。

イ　上場日等（当該者の発行する株券が、上場株券にあつては、法第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券に該当することとなつた日、店頭登録株券にあつては、同項第二号に掲げる有価証券に該当することとなつた日をいう。以下この号において同じ。）が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日以前の日である場合において、当該者の発行済株券について、当該有価証券届出書の提出日前六月のいずれかの日（以下この項において「算定基準日」という。）以前三年間の有価証券市場における売買金額又は証券業協会の発表する売買金額（以下この号において「売買金額」という。）の合計を三で除して得た額が百億円以上であり、かつ、三年平均時価総額（当該算定基準日、その日の属する年（以下この項において「算定基準年」という。）の前年の応当日及び当該算定基準年の前々年の応当日における時価総額（有価証券市場における時価総額又は証券業協会の発表する時価総額（以下この号において「時価総額」という。）の合計を三で除して得た額をいう。以下この項において同じ。）が百億円以上であること。

ロ　上場日等が当該有価証券届出書の提出日以前三年六月前の日後の日で二年六月前の日以前の日である場合において、当該者の発行済株券について、算定基準日以前二年間の売買金額の合計を二で除して得た額が百億円以上であり、かつ、二年平均時価総額（当該算定基準日及び算定基準年の前年の応当日における時価総額の合計を二で除して得た額をいう。以下この項において同じ。）が百億円以上であること。

ハ　上場日等が当該有価証券届出書の提出日の二年六月前の日後の日である場合において、当該者の発行済株券について、算定基準日以前一年間の売買金額が百億円以上であり、かつ、基準時時価総額（当該算定基準日における時価総額をいう。以下この項において同じ。）が百億円以上であること。

ニ　当該者の発行済株券について、三年平均時価総額（上場日等が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日後の日で二年六月前の日以前の日である場合には、二年平均時価総額、上場日等が当該有価証券届出書の提出日の二年六月前の日後の日である場合には、基準時時価総額）が二百五十億円以上であること。

ホ　一の指定格付機関により、当該者が既に発行した社債券のいずれかに金融庁長官が指定格付機関ごとに指定した格付（以下この項において「特定格付」という。）が付与され、かつ、他の指定格付機関により、当該者が既に発行した社債券又はその募集若しくは売出しに関し法第四条第一項に規定する届出をしようとする社債券のいずれかに特定格付が付与されていること（これらの格付が公表されている場合に限る。）。

ヘ　法令により優先弁済を受ける権利を保証されている社債券（新株予約権付社債券を除く。）を既に発行していること。

二　前号イに規定する上場日等が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日後の日であり、かつ、有価証券届出書を提出しようとする者が前号イ中「法第二十四条第一項第一号」を「法第二十四条第一項第二号」に、「同項第二号」を「同項第一号」に、「又は証券業協会の発表する売買金額」を「及び証券業協会の発表する売買金額」に、「又は証券業協会の発表する時価総額」を「及び証券業協会の発表する時価総額」に読み替えた後の前号イからニまでのいずれかの場合に該当すること。

三　第一号ホの場合に該当すること（前二号に該当する場合を除く。）。

（改正前）

（参照方式による有価証券届出書）

**第九条の四**　法第五条第四項各号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げるすべての要件を満たす者が、有価証券届出書を提出しようとする場合（法第五条第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準のうち第四項第三号に掲げる基準に該当する場合は、内国会社が社債券に係る有価証券届出書を提出しようとするときに限る。）には、同項の規定により、内国会社にあつては第二号の三様式、外国会社にあつては第七号の三様式により有価証券届出書を作成することができる。

２　法第五条第四項第一号に規定する内閣府令で定める期間は、一年間とする。

３　法第五条第四項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、前条第二項に規定する有価証券報告書とする。

４　法第五条第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準は、次の各号のいずれかに掲げる基準とする。

一　有価証券届出書を提出しようとする者が、証券取引所に上場されている株券（以下この項において「上場株券」という。）又は証券業協会に店頭売買有価証券として登録されている株券（以下この項において「店頭登録株券」という。）を発行しており、かつ、次のいずれかの場合に該当すること。

イ　上場日等（当該者の発行する株券が、上場株券にあつては、法第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券に該当することとなつた日、店頭登録株券にあつては、同項第二号に掲げる有価証券に該当することとなつた日をいう。以下この号において同じ。）が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日以前の日である場合において、当該者の発行済株券について、当該有価証券届出書の提出日前六月のいずれかの日（以下この項において「算定基準日」という。）以前三年間の有価証券市場における売買金額又は証券業協会の発表する売買金額（以下この号において「売買金額」という。）の合計を三で除して得た額が百億円以上であり、かつ、三年平均時価総額（当該算定基準日、その日の属する年（以下この項において「算定基準年」という。）の前年の応当日及び当該算定基準年の前々年の応当日における時価総額（有価証券市場における時価総額又は証券業協会の発表する時価総額（以下この号において「時価総額」という。）の合計を三で除して得た額をいう。以下この項において同じ。）が百億円以上であること。

ロ　上場日等が当該有価証券届出書の提出日以前三年六月前の日後の日で二年六月前の日以前の日である場合において、当該者の発行済株券について、算定基準日以前二年間の売買金額の合計を二で除して得た額が百億円以上であり、かつ、二年平均時価総額（当該算定基準日及び算定基準年の前年の応当日における時価総額の合計を二で除して得た額をいう。以下この項において同じ。）が百億円以上であること。

ハ　上場日等が当該有価証券届出書の提出日の二年六月前の日後の日である場合において、当該者の発行済株券について、算定基準日以前一年間の売買金額が百億円以上であり、かつ、基準時時価総額（当該算定基準日における時価総額をいう。以下この項において同じ。）が百億円以上であること。

ニ　当該者の発行済株券について、三年平均時価総額（上場日等が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日後の日で二年六月前の日以前の日である場合には、二年平均時価総額、上場日等が当該有価証券届出書の提出日の二年六月前の日後の日である場合には、基準時時価総額）が二百五十億円以上であること。

ホ　一の指定格付機関により、当該者が既に発行した社債券のいずれかに金融庁長官が指定格付機関ごとに指定した格付（以下この項において「特定格付」という。）が付与され、かつ、他の指定格付機関により、当該者が既に発行した社債券又はその募集若しくは売出しに関し法第四条第一項に規定する届出をしようとする社債券のいずれかに特定格付が付与されていること（これらの格付が公表されている場合に限る。）。

ヘ　法令により優先弁済を受ける権利を保証されている社債券（転換社債券及び新株引受権付社債券を除く。）を既に発行していること。

二　前号イに規定する上場日等が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日後の日であり、かつ、有価証券届出書を提出しようとする者が前号イ中「法第二十四条第一項第一号」を「法第二十四条第一項第二号」に、「同項第二号」を「同項第一号」に、「又は証券業協会の発表する売買金額」を「及び証券業協会の発表する売買金額」に、「又は証券業協会の発表する時価総額」を「及び証券業協会の発表する時価総額」に読み替えた後の前号イからニまでのいずれかの場合に該当すること。

三　第一号ホの場合に該当すること（前二号に該当する場合を除く。）。

【平成13年9月25日 府令第77号】 （改正なし）

【平成13年9月25日 府令第76号】 （改正なし）

【平成13年5月1日 府令第52号】 （改正なし）

【平成13年4月19日 府令第49号】 （改正なし）

【平成13年3月29日 府令第20号】 （改正なし）

【平成13年3月26日 府令第18号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 府令第139号】 （改正なし）

【平成12年10月10日 府令第116号】

（改正後）

（参照方式による有価証券届出書）

**第九条の四**　法第五条第四項各号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げるすべての要件を満たす者が、有価証券届出書を提出しようとする場合（法第五条第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準のうち第四項第三号に掲げる基準に該当する場合は、内国会社が社債券に係る有価証券届出書を提出しようとするときに限る。）には、同項の規定により、内国会社にあつては第二号の三様式、外国会社にあつては第七号の三様式により有価証券届出書を作成することができる。

２　法第五条第四項第一号に規定する内閣府令で定める期間は、一年間とする。

３　法第五条第四項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、前条第二項に規定する有価証券報告書とする。

４　法第五条第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準は、次の各号のいずれかに掲げる基準とする。

一　有価証券届出書を提出しようとする者が、証券取引所に上場されている株券（以下この項において「上場株券」という。）又は証券業協会に店頭売買有価証券として登録されている株券（以下この項において「店頭登録株券」という。）を発行しており、かつ、次のいずれかの場合に該当すること。

イ　上場日等（当該者の発行する株券が、上場株券にあつては、法第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券に該当することとなつた日、店頭登録株券にあつては、同項第二号に掲げる有価証券に該当することとなつた日をいう。以下この号において同じ。）が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日以前の日である場合において、当該者の発行済株券について、当該有価証券届出書の提出日前六月のいずれかの日（以下この項において「算定基準日」という。）以前三年間の有価証券市場における売買金額又は証券業協会の発表する売買金額（以下この号において「売買金額」という。）の合計を三で除して得た額が百億円以上であり、かつ、三年平均時価総額（当該算定基準日、その日の属する年（以下この項において「算定基準年」という。）の前年の応当日及び当該算定基準年の前々年の応当日における時価総額（有価証券市場における時価総額又は証券業協会の発表する時価総額（以下この号において「時価総額」という。）の合計を三で除して得た額をいう。以下この項において同じ。）が百億円以上であること。

ロ　上場日等が当該有価証券届出書の提出日以前三年六月前の日後の日で二年六月前の日以前の日である場合において、当該者の発行済株券について、算定基準日以前二年間の売買金額の合計を二で除して得た額が百億円以上であり、かつ、二年平均時価総額（当該算定基準日及び算定基準年の前年の応当日における時価総額の合計を二で除して得た額をいう。以下この項において同じ。）が百億円以上であること。

ハ　上場日等が当該有価証券届出書の提出日の二年六月前の日後の日である場合において、当該者の発行済株券について、算定基準日以前一年間の売買金額が百億円以上であり、かつ、基準時時価総額（当該算定基準日における時価総額をいう。以下この項において同じ。）が百億円以上であること。

ニ　当該者の発行済株券について、三年平均時価総額（上場日等が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日後の日で二年六月前の日以前の日である場合には、二年平均時価総額、上場日等が当該有価証券届出書の提出日の二年六月前の日後の日である場合には、基準時時価総額）が二百五十億円以上であること。

ホ　一の指定格付機関により、当該者が既に発行した社債券のいずれかに金融庁長官が指定格付機関ごとに指定した格付（以下この項において「特定格付」という。）が付与され、かつ、他の指定格付機関により、当該者が既に発行した社債券又はその募集若しくは売出しに関し法第四条第一項に規定する届出をしようとする社債券のいずれかに特定格付が付与されていること（これらの格付が公表されている場合に限る。）。

ヘ　法令により優先弁済を受ける権利を保証されている社債券（転換社債券及び新株引受権付社債券を除く。）を既に発行していること。

二　前号イに規定する上場日等が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日後の日であり、かつ、有価証券届出書を提出しようとする者が前号イ中「法第二十四条第一項第一号」を「法第二十四条第一項第二号」に、「同項第二号」を「同項第一号」に、「又は証券業協会の発表する売買金額」を「及び証券業協会の発表する売買金額」に、「又は証券業協会の発表する時価総額」を「及び証券業協会の発表する時価総額」に読み替えた後の前号イからニまでのいずれかの場合に該当すること。

三　第一号ホの場合に該当すること（前二号に該当する場合を除く。）。

（改正前）

（参照方式による有価証券届出書）

**第九条の四**　法第五条第四項各号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げるすべての要件を満たす者が、有価証券届出書を提出しようとする場合（法第五条第四項第二号に規定する総理府令で定める基準のうち第四項第三号に掲げる基準に該当する場合は、内国会社が社債券に係る有価証券届出書を提出しようとするときに限る。）には、同項の規定により、内国会社にあつては第二号の三様式、外国会社にあつては第七号の三様式により有価証券届出書を作成することができる。

２　法第五条第四項第一号に規定する総理府令で定める期間は、一年間とする。

３　法第五条第四項第一号に規定する総理府令で定めるものは、前条第二項に規定する有価証券報告書とする。

４　法第五条第四項第二号に規定する総理府令で定める基準は、次の各号のいずれかに掲げる基準とする。

一　有価証券届出書を提出しようとする者が、証券取引所に上場されている株券（以下この項において「上場株券」という。）又は証券業協会に店頭売買有価証券として登録されている株券（以下この項において「店頭登録株券」という。）を発行しており、かつ、次のいずれかの場合に該当すること。

イ　上場日等（当該者の発行する株券が、上場株券にあつては、法第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券に該当することとなつた日、店頭登録株券にあつては、同項第二号に掲げる有価証券に該当することとなつた日をいう。以下この号において同じ。）が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日以前の日である場合において、当該者の発行済株券について、当該有価証券届出書の提出日前六月のいずれかの日（以下この項において「算定基準日」という。）以前三年間の有価証券市場における売買金額又は証券業協会の発表する売買金額（以下この号において「売買金額」という。）の合計を三で除して得た額が百億円以上であり、かつ、三年平均時価総額（当該算定基準日、その日の属する年（以下この項において「算定基準年」という。）の前年の応当日及び当該算定基準年の前々年の応当日における時価総額（有価証券市場における時価総額又は証券業協会の発表する時価総額（以下この号において「時価総額」という。）の合計を三で除して得た額をいう。以下この項において同じ。）が百億円以上であること。

ロ　上場日等が当該有価証券届出書の提出日以前三年六月前の日後の日で二年六月前の日以前の日である場合において、当該者の発行済株券について、算定基準日以前二年間の売買金額の合計を二で除して得た額が百億円以上であり、かつ、二年平均時価総額（当該算定基準日及び算定基準年の前年の応当日における時価総額の合計を二で除して得た額をいう。以下この項において同じ。）が百億円以上であること。

ハ　上場日等が当該有価証券届出書の提出日の二年六月前の日後の日である場合において、当該者の発行済株券について、算定基準日以前一年間の売買金額が百億円以上であり、かつ、基準時時価総額（当該算定基準日における時価総額をいう。以下この項において同じ。）が百億円以上であること。

ニ　当該者の発行済株券について、三年平均時価総額（上場日等が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日後の日で二年六月前の日以前の日である場合には、二年平均時価総額、上場日等が当該有価証券届出書の提出日の二年六月前の日後の日である場合には、基準時時価総額）が二百五十億円以上であること。

ホ　一の指定格付機関により、当該者が既に発行した社債券のいずれかに金融庁長官が指定格付機関ごとに指定した格付（以下この項において「特定格付」という。）が付与され、かつ、他の指定格付機関により、当該者が既に発行した社債券又はその募集若しくは売出しに関し法第四条第一項に規定する届出をしようとする社債券のいずれかに特定格付が付与されていること（これらの格付が公表されている場合に限る。）。

ヘ　法令により優先弁済を受ける権利を保証されている社債券（転換社債券及び新株引受権付社債券を除く。）を既に発行していること。

二　前号イに規定する上場日等が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日後の日であり、かつ、有価証券届出書を提出しようとする者が前号イ中「法第二十四条第一項第一号」を「法第二十四条第一項第二号」に、「同項第二号」を「同項第一号」に、「又は証券業協会の発表する売買金額」を「及び証券業協会の発表する売買金額」に、「又は証券業協会の発表する時価総額」を「及び証券業協会の発表する時価総額」に読み替えた後の前号イからニまでのいずれかの場合に該当すること。

三　第一号ホの場合に該当すること（前二号に該当する場合を除く。）。

【平成12年6月26日 府令第65号】

（改正後）

（参照方式による有価証券届出書）

**第九条の四**　法第五条第四項各号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げるすべての要件を満たす者が、有価証券届出書を提出しようとする場合（法第五条第四項第二号に規定する総理府令で定める基準のうち第四項第三号に掲げる基準に該当する場合は、内国会社が社債券に係る有価証券届出書を提出しようとするときに限る。）には、同項の規定により、内国会社にあつては第二号の三様式、外国会社にあつては第七号の三様式により有価証券届出書を作成することができる。

２　法第五条第四項第一号に規定する総理府令で定める期間は、一年間とする。

３　法第五条第四項第一号に規定する総理府令で定めるものは、前条第二項に規定する有価証券報告書とする。

４　法第五条第四項第二号に規定する総理府令で定める基準は、次の各号のいずれかに掲げる基準とする。

一　有価証券届出書を提出しようとする者が、証券取引所に上場されている株券（以下この項において「上場株券」という。）又は証券業協会に店頭売買有価証券として登録されている株券（以下この項において「店頭登録株券」という。）を発行しており、かつ、次のいずれかの場合に該当すること。

イ　上場日等（当該者の発行する株券が、上場株券にあつては、法第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券に該当することとなつた日、店頭登録株券にあつては、同項第二号に掲げる有価証券に該当することとなつた日をいう。以下この号において同じ。）が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日以前の日である場合において、当該者の発行済株券について、当該有価証券届出書の提出日前六月のいずれかの日（以下この項において「算定基準日」という。）以前三年間の有価証券市場における売買金額又は証券業協会の発表する売買金額（以下この号において「売買金額」という。）の合計を三で除して得た額が百億円以上であり、かつ、三年平均時価総額（当該算定基準日、その日の属する年（以下この項において「算定基準年」という。）の前年の応当日及び当該算定基準年の前々年の応当日における時価総額（有価証券市場における時価総額又は証券業協会の発表する時価総額（以下この号において「時価総額」という。）の合計を三で除して得た額をいう。以下この項において同じ。）が百億円以上であること。

ロ　上場日等が当該有価証券届出書の提出日以前三年六月前の日後の日で二年六月前の日以前の日である場合において、当該者の発行済株券について、算定基準日以前二年間の売買金額の合計を二で除して得た額が百億円以上であり、かつ、二年平均時価総額（当該算定基準日及び算定基準年の前年の応当日における時価総額の合計を二で除して得た額をいう。以下この項において同じ。）が百億円以上であること。

ハ　上場日等が当該有価証券届出書の提出日の二年六月前の日後の日である場合において、当該者の発行済株券について、算定基準日以前一年間の売買金額が百億円以上であり、かつ、基準時時価総額（当該算定基準日における時価総額をいう。以下この項において同じ。）が百億円以上であること。

ニ　当該者の発行済株券について、三年平均時価総額（上場日等が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日後の日で二年六月前の日以前の日である場合には、二年平均時価総額、上場日等が当該有価証券届出書の提出日の二年六月前の日後の日である場合には、基準時時価総額）が二百五十億円以上であること。

ホ　一の指定格付機関により、当該者が既に発行した社債券のいずれかに金融庁長官が指定格付機関ごとに指定した格付（以下この項において「特定格付」という。）が付与され、かつ、他の指定格付機関により、当該者が既に発行した社債券又はその募集若しくは売出しに関し法第四条第一項に規定する届出をしようとする社債券のいずれかに特定格付が付与されていること（これらの格付が公表されている場合に限る。）。

ヘ　法令により優先弁済を受ける権利を保証されている社債券（転換社債券及び新株引受権付社債券を除く。）を既に発行していること。

二　前号イに規定する上場日等が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日後の日であり、かつ、有価証券届出書を提出しようとする者が前号イ中「法第二十四条第一項第一号」を「法第二十四条第一項第二号」に、「同項第二号」を「同項第一号」に、「又は証券業協会の発表する売買金額」を「及び証券業協会の発表する売買金額」に、「又は証券業協会の発表する時価総額」を「及び証券業協会の発表する時価総額」に読み替えた後の前号イからニまでのいずれかの場合に該当すること。

三　第一号ホの場合に該当すること（前二号に該当する場合を除く。）。

（改正前）

（参照方式による有価証券届出書）

**第九条の四**　法第五条第四項各号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げるすべての要件を満たす者が、有価証券届出書を提出しようとする場合（法第五条第四項第二号に規定する大蔵省令で定める基準のうち第四項第三号に掲げる基準に該当する場合は、内国会社が社債券に係る有価証券届出書を提出しようとするときに限る。）には、同項の規定により、内国会社にあつては第二号の三様式、外国会社にあつては第七号の三様式により有価証券届出書を作成することができる。

２　法第五条第四項第一号に規定する大蔵省令で定める期間は、一年間とする。

３　法第五条第四項第一号に規定する大蔵省令で定めるものは、前条第二項に規定する有価証券報告書とする。

４　法第五条第四項第二号に規定する大蔵省令で定める基準は、次の各号のいずれかに掲げる基準とする。

一　有価証券届出書を提出しようとする者が、証券取引所に上場されている株券（以下この項において「上場株券」という。）又は証券業協会に店頭売買有価証券として登録されている株券（以下この項において「店頭登録株券」という。）を発行しており、かつ、次のいずれかの場合に該当すること。

イ　上場日等（当該者の発行する株券が、上場株券にあつては、法第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券に該当することとなつた日、店頭登録株券にあつては、同項第二号に掲げる有価証券に該当することとなつた日をいう。以下この号において同じ。）が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日以前の日である場合において、当該者の発行済株券について、当該有価証券届出書の提出日前六月のいずれかの日（以下この項において「算定基準日」という。）以前三年間の有価証券市場における売買金額又は証券業協会の発表する売買金額（以下この号において「売買金額」という。）の合計を三で除して得た額が百億円以上であり、かつ、三年平均時価総額（当該算定基準日、その日の属する年（以下この項において「算定基準年」という。）の前年の応当日及び当該算定基準年の前々年の応当日における時価総額（有価証券市場における時価総額又は証券業協会の発表する時価総額（以下この号において「時価総額」という。）の合計を三で除して得た額をいう。以下この項において同じ。）が百億円以上であること。

ロ　上場日等が当該有価証券届出書の提出日以前三年六月前の日後の日で二年六月前の日以前の日である場合において、当該者の発行済株券について、算定基準日以前二年間の売買金額の合計を二で除して得た額が百億円以上であり、かつ、二年平均時価総額（当該算定基準日及び算定基準年の前年の応当日における時価総額の合計を二で除して得た額をいう。以下この項において同じ。）が百億円以上であること。

ハ　上場日等が当該有価証券届出書の提出日の二年六月前の日後の日である場合において、当該者の発行済株券について、算定基準日以前一年間の売買金額が百億円以上であり、かつ、基準時時価総額（当該算定基準日における時価総額をいう。以下この項において同じ。）が百億円以上であること。

ニ　当該者の発行済株券について、三年平均時価総額（上場日等が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日後の日で二年六月前の日以前の日である場合には、二年平均時価総額、上場日等が当該有価証券届出書の提出日の二年六月前の日後の日である場合には、基準時時価総額）が二百五十億円以上であること。

ホ　一の指定格付機関により、当該者が既に発行した社債券のいずれかに大蔵大臣が指定格付機関ごとに指定した格付（以下この項において「特定格付」という。）が付与され、かつ、他の指定格付機関により、当該者が既に発行した社債券又はその募集若しくは売出しに関し法第四条第一項に規定する届出をしようとする社債券のいずれかに特定格付が付与されていること（これらの格付が公表されている場合に限る。）。

ヘ　法令により優先弁済を受ける権利を保証されている社債券（転換社債券及び新株引受権付社債券を除く。）を既に発行していること。

二　前号イに規定する上場日等が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日後の日であり、かつ、有価証券届出書を提出しようとする者が前号イ中「法第二十四条第一項第一号」を「法第二十四条第一項第二号」に、「同項第二号」を「同項第一号」に、「又は証券業協会の発表する売買金額」を「及び証券業協会の発表する売買金額」に、「又は証券業協会の発表する時価総額」を「及び証券業協会の発表する時価総額」に読み替えた後の前号イからニまでのいずれかの場合に該当すること。

三　第一号ホの場合に該当すること（前二号に該当する場合を除く。）。

【平成12年3月24日 省令第19号】 （改正なし）

【平成11年9月30日 省令第91号】 （改正なし）

【平成11年6月30日 省令第63号】 （改正なし）

【平成11年5月19日 省令第57号】 （改正なし）

【平成11年4月30日 省令第55号】 （改正なし）

【平成11年4月16日 省令第53号】 （改正なし）

【平成11年3月30日 省令第15号】

（改正後）

（参照方式による有価証券届出書）

**第九条の四**　法第五条第四項各号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げるすべての要件を満たす者が、有価証券届出書を提出しようとする場合（法第五条第四項第二号に規定する大蔵省令で定める基準のうち第四項第三号に掲げる基準に該当する場合は、内国会社が社債券に係る有価証券届出書を提出しようとするときに限る。）には、同項の規定により、内国会社にあつては第二号の三様式、外国会社にあつては第七号の三様式により有価証券届出書を作成することができる。

２　法第五条第四項第一号に規定する大蔵省令で定める期間は、一年間とする。

３　法第五条第四項第一号に規定する大蔵省令で定めるものは、前条第二項に規定する有価証券報告書とする。

４　法第五条第四項第二号に規定する大蔵省令で定める基準は、次の各号のいずれかに掲げる基準とする。

一　有価証券届出書を提出しようとする者が、証券取引所に上場されている株券（以下この項において「上場株券」という。）又は証券業協会に店頭売買有価証券として登録されている株券（以下この項において「店頭登録株券」という。）を発行しており、かつ、次のいずれかの場合に該当すること。

イ　上場日等（当該者の発行する株券が、上場株券にあつては、法第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券に該当することとなつた日、店頭登録株券にあつては、同項第二号に掲げる有価証券に該当することとなつた日をいう。以下この号において同じ。）が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日以前の日である場合において、当該者の発行済株券について、当該有価証券届出書の提出日前六月のいずれかの日（以下この項において「算定基準日」という。）以前三年間の有価証券市場における売買金額又は証券業協会の発表する売買金額（以下この号において「売買金額」という。）の合計を三で除して得た額が百億円以上であり、かつ、三年平均時価総額（当該算定基準日、その日の属する年（以下この項において「算定基準年」という。）の前年の応当日及び当該算定基準年の前々年の応当日における時価総額（有価証券市場における時価総額又は証券業協会の発表する時価総額（以下この号において「時価総額」という。）の合計を三で除して得た額をいう。以下この項において同じ。）が百億円以上であること。

ロ　上場日等が当該有価証券届出書の提出日以前三年六月前の日後の日で二年六月前の日以前の日である場合において、当該者の発行済株券について、算定基準日以前二年間の売買金額の合計を二で除して得た額が百億円以上であり、かつ、二年平均時価総額（当該算定基準日及び算定基準年の前年の応当日における時価総額の合計を二で除して得た額をいう。以下この項において同じ。）が百億円以上であること。

ハ　上場日等が当該有価証券届出書の提出日の二年六月前の日後の日である場合において、当該者の発行済株券について、算定基準日以前一年間の売買金額が百億円以上であり、かつ、基準時時価総額（当該算定基準日における時価総額をいう。以下この項において同じ。）が百億円以上であること。

ニ　当該者の発行済株券について、三年平均時価総額（上場日等が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日後の日で二年六月前の日以前の日である場合には、二年平均時価総額、上場日等が当該有価証券届出書の提出日の二年六月前の日後の日である場合には、基準時時価総額）が二百五十億円以上であること。

ホ　一の指定格付機関により、当該者が既に発行した社債券のいずれかに大蔵大臣が指定格付機関ごとに指定した格付（以下この項において「特定格付」という。）が付与され、かつ、他の指定格付機関により、当該者が既に発行した社債券又はその募集若しくは売出しに関し法第四条第一項に規定する届出をしようとする社債券のいずれかに特定格付が付与されていること（これらの格付が公表されている場合に限る。）。

ヘ　法令により優先弁済を受ける権利を保証されている社債券（転換社債券及び新株引受権付社債券を除く。）を既に発行していること。

二　前号イに規定する上場日等が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日後の日であり、かつ、有価証券届出書を提出しようとする者が前号イ中「法第二十四条第一項第一号」を「法第二十四条第一項第二号」に、「同項第二号」を「同項第一号」に、「又は証券業協会の発表する売買金額」を「及び証券業協会の発表する売買金額」に、「又は証券業協会の発表する時価総額」を「及び証券業協会の発表する時価総額」に読み替えた後の前号イからニまでのいずれかの場合に該当すること。

三　第一号ホの場合に該当すること（前二号に該当する場合を除く。）。

（改正前）

（参照方式による有価証券届出書）

**第九条の三**　法第五条第三項各号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げるすべての要件を満たす者が、有価証券届出書を提出しようとする場合には、同項の規定により、内国会社にあつては第二号の三様式、外国会社にあつては第七号の三様式により有価証券届出書を作成することができる。

２　法第五条第三項第一号に規定する大蔵省令で定める期間は、一年間とする。

３　法第五条第三項第一号に規定する大蔵省令で定めるものは、前条第二項に規定する有価証券報告書とする。

４　法第五条第三項第二号に規定する大蔵省令で定める基準は、次の各号のいずれかに掲げる基準とする。

一　有価証券届出書を提出しようとする者が、証券取引所に上場されている株券（以下この項において「上場株券」という。）又は証券業協会に店頭売買有価証券として登録されている株券（以下この項において「店頭登録株券」という。）を発行しており、かつ、次のいずれかの場合に該当すること。

イ　上場日等（当該者の発行する株券が、上場株券にあつては、法第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券に該当することとなつた日、店頭登録株券にあつては、同項第二号に掲げる有価証券に該当することとなつた日をいう。以下この号において同じ。）が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日以前の日である場合において、当該者の発行済株券について、当該有価証券届出書の提出日前六月のいずれかの日（以下この項において「算定基準日」という。）以前三年間の有価証券市場における売買金額又は証券業協会の発表する売買金額（以下この号において「売買金額」という。）の合計を三で除して得た額が百億円以上であり、かつ、三年平均時価総額（当該算定基準日、その日の属する年（以下この項において「算定基準年」という。）の前年の応当日及び当該算定基準年の前々年の応当日における時価総額（有価証券市場における時価総額又は証券業協会の発表する時価総額（以下この号において「時価総額」という。）の合計を三で除して得た額をいう。以下この項において同じ。）が百億円以上であること。

ロ　上場日等が当該有価証券届出書の提出日以前三年六月前の日後の日で二年六月前の日以前の日である場合において、当該者の発行済株券について、算定基準日以前二年間の売買金額の合計を二で除して得た額が百億円以上であり、かつ、二年平均時価総額（当該算定基準日及び算定基準年の前年の応当日における時価総額の合計を二で除して得た額をいう。以下この項において同じ。）が百億円以上であること。

ハ　上場日等が当該有価証券届出書の提出日の二年六月前の日後の日である場合において、当該者の発行済株券について、算定基準日以前一年間の売買金額が百億円以上であり、かつ、基準時時価総額（当該算定基準日における時価総額をいう。以下この項において同じ。）が百億円以上であること。

ニ　当該者の発行済株券について、三年平均時価総額（上場日等が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日後の日で二年六月前の日以前の日である場合には、二年平均時価総額、上場日等が当該有価証券届出書の提出日の二年六月前の日後の日である場合には、基準時時価総額）が二百五十億円以上であること。

ホ　一の指定格付機関により、当該者が既に発行した社債券のいずれかに大蔵大臣が指定格付機関ごとに指定した格付（以下この項において「特定格付」という。）が付与され、かつ、他の指定格付機関により、当該者が既に発行した社債券又はその募集若しくは売出しに関し法第四条第一項に規定する届出をしようとする社債券のいずれかに特定格付が付与されていること（これらの格付が公表されている場合に限る。）。

ヘ　法令により優先弁済を受ける権利を保証されている社債券（転換社債券及び新株引受権付社債券を除く。）を既に発行していること。

二　前号イに規定する上場日等が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日後の日であり、かつ、有価証券届出書を提出しようとする者が前号イ中「法第二十四条第一項第一号」を「法第二十四条第一項第二号」に、「同項第二号」を「同項第一号」に、「又は証券業協会の発表する売買金額」を「及び証券業協会の発表する売買金額」に、「又は証券業協会の発表する時価総額」を「及び証券業協会の発表する時価総額」に読み替えた後の前号イからニまでのいずれかの場合に該当すること。

（三　新設）

【平成10年11月24日 省令第140号】 （改正なし）

【平成10年6月18日 省令第97号】 （改正なし）

【平成10年3月30日 省令第37号】 （改正なし）

【平成10年3月19日 省令第28号】 （改正なし）

【平成10年2月20日 省令第8号】 （改正なし）

【平成9年9月1日 省令第69号】 （改正なし）

【平成9年5月30日 省令第47号】 （改正なし）

【平成8年7月3日 省令第40号】 （改正なし）

【平成8年4月18日 省令第28号】

（改正後）

（参照方式による有価証券届出書）

**第九条の三**　法第五条第三項各号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げるすべての要件を満たす者が、有価証券届出書を提出しようとする場合には、同項の規定により、内国会社にあつては第二号の三様式、外国会社にあつては第七号の三様式により有価証券届出書を作成することができる。

２　法第五条第三項第一号に規定する大蔵省令で定める期間は、一年間とする。

３　法第五条第三項第一号に規定する大蔵省令で定めるものは、前条第二項に規定する有価証券報告書とする。

４　法第五条第三項第二号に規定する大蔵省令で定める基準は、次の各号のいずれかに掲げる基準とする。

一　有価証券届出書を提出しようとする者が、証券取引所に上場されている株券（以下この項において「上場株券」という。）又は証券業協会に店頭売買有価証券として登録されている株券（以下この項において「店頭登録株券」という。）を発行しており、かつ、次のいずれかの場合に該当すること。

イ　上場日等（当該者の発行する株券が、上場株券にあつては、法第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券に該当することとなつた日、店頭登録株券にあつては、同項第二号に掲げる有価証券に該当することとなつた日をいう。以下この号において同じ。）が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日以前の日である場合において、当該者の発行済株券について、当該有価証券届出書の提出日前六月のいずれかの日（以下この項において「算定基準日」という。）以前三年間の有価証券市場における売買金額又は証券業協会の発表する売買金額（以下この号において「売買金額」という。）の合計を三で除して得た額が百億円以上であり、かつ、三年平均時価総額（当該算定基準日、その日の属する年（以下この項において「算定基準年」という。）の前年の応当日及び当該算定基準年の前々年の応当日における時価総額（有価証券市場における時価総額又は証券業協会の発表する時価総額（以下この号において「時価総額」という。）の合計を三で除して得た額をいう。以下この項において同じ。）が百億円以上であること。

ロ　上場日等が当該有価証券届出書の提出日以前三年六月前の日後の日で二年六月前の日以前の日である場合において、当該者の発行済株券について、算定基準日以前二年間の　売買金額の合計を二で除して得た額が百億円以上であり、かつ、二年平均時価総額（当該算定基準日及び算定基準年の前年の応当日における時価総額の合計を二で除して得た額をいう。以下この項において同じ。）が百億円以上であること。

ハ　上場日等が当該有価証券届出書の提出日の二年六月前の日後の日である場合において、当該者の発行済株券について、算定基準日以前一年間の　売買金額が百億円以上であり、かつ、基準時時価総額（当該算定基準日における時価総額をいう。以下この項において同じ。）が百億円以上であること。

ニ　当該者の発行済株券について、三年平均時価総額（上場日等が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日後の日で二年六月前の日以前の日である場合には、二年平均時価総額、上場日等が当該有価証券届出書の提出日の二年六月前の日後の日である場合には、基準時時価総額）が二百五十億円以上であること。

ホ　一の指定格付機関により、当該者が既に発行した社債券のいずれかに大蔵大臣が指定格付機関ごとに指定した格付（以下この項において「特定格付」という。）が付与され、かつ、他の指定格付機関により、当該者が既に発行した社債券又はその募集若しくは売出しに関し法第四条第一項に規定する届出をしようとする社債券のいずれかに特定格付が付与されていること（これらの格付が公表されている場合に限る。）。

ヘ　法令により優先弁済を受ける権利を保証されている社債券（転換社債券及び新株引受権付社債券を除く。）を既に発行していること。

二　前号イに規定する上場日等が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日後の日であり、かつ、有価証券届出書を提出しようとする者が前号イ中「法第二十四条第一項第一号」を「法第二十四条第一項第二号」に、「同項第二号」を「同項第一号」に、「又は証券業協会の発表する売買金額」を「及び証券業協会の発表する売買金額」に、「又は証券業協会の発表する時価総額」を「及び証券業協会の発表する時価総額」に読み替えた後の前号イからニまでのいずれかの場合に該当すること。

（改正前）

（参照方式による有価証券届出書）

**第九条の三**　法第五条第三項各号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げるすべての要件を満たす者が、有価証券届出書を提出しようとする場合には、同項の規定により、内国会社にあつては第二号の三様式、外国会社にあつては第七号の三様式により有価証券届出書を作成することができる。

２　法第五条第三項第一号に規定する大蔵省令で定める期間は、一年間とする。

３　法第五条第三項第一号に規定する大蔵省令で定めるものは、前条第二項に規定する有価証券報告書とする。

４　法第五条第三項第二号に規定する大蔵省令で定める基準は、有価証券届出書を提出しようとする者の発行する株券が本邦の証券取引所において上場されており、かつ、当該者が次の各号のいずれかに該当することとする。

（一　各号以外の部分　新設）

イ　当該者の発行する株券が法第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券に該当することとなつた日（以下この項において「新規上場日」という。）が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日以前の日である場合において、当該者の発行済株券について、当該有価証券届出書の提出日前六月のいずれかの日（以下この項において「算定基準日」という。）以前三年間の有価証券市場における売買金額の合計を三で除して得た額が百億円以上であり、かつ、三年平均上場時価総額（当該算定基準日、その日の属する年（以下この項において「算定基準年」という。）の前年の応当日及び当該算定基準年の前々年の応当日における上場時価総額の合計を三で除して得た額をいう。以下この項において同じ。）が百億円以上であること。

ロ　新規上場日が当該有価証券届出書の提出日以前三年六月前の日後の日で二年六月前の日以前の日である場合において、当該者の発行済株券について、算定基準日以前二年間の有価証券市場における売買金額の合計を二で除して得た額が百億円以上であり、かつ、二年平均上場時価総額（当該算定基準日及び算定基準年の前年の応当日における上場時価総額の合計を二で除して得た額をいう。以下この項において同じ。）が百億円以上であること。

ハ　新規上場日が当該有価証券届出書の提出日の二年六月前の日後の日である場合において、当該者の発行済株券について、算定基準日以前一年間の有価証券市場における売買金額が百億円以上であり、かつ、基準時上場時価総額（当該算定基準日における上場時価総額をいう。以下この項において同じ。）が百億円以上であること。

ニ　当該者の発行済株券について、三年平均上場時価総額（新規上場日が当該有価証券届出書の提出日以前三年六月前の日後の日で二年六月以前の日以前の日である場合には、二年平均上場時価総額、新規上場日が当該有価証券届出書の提出日の二年六月前の日後の日である場合には、基準時上場時価総額）が五百億円以上であること。

ホ　一の指定格付機関により、当該者が既に発行した社債券のいずれかに大蔵大臣が指定格付機関ごとに指定した格付（以下この項において「特定格付」という。）が付与され、かつ、他の指定格付機関により、当該者が既に発行した社債券又はその募集若しくは売出しに関し法第四条第一項に規定する届出をしようとする社債券のいずれかに特定格付が付与されていること（これらの格付が公表されている場合に限る。）。

ヘ　法令により優先弁済を受ける権利を保証されている社債券（転換社債券及び新株引受権付社債券を除く。）を既に発行していること。

（二　新設）

【平成8年2月29日 省令第6号】 （改正なし）

【平成7年12月22日 省令第88号】 （改正なし）

【平成7年9月11日 省令第56号】 （改正なし）

【平成7年7月11日 省令第50号】 （改正なし）

【平成7年6月19日 省令第42号】

（改正後）

（参照方式による有価証券届出書）

**第九条の三**　法第五条第三項各号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げるすべての要件を満たす者が、有価証券届出書を提出しようとする場合には、同項の規定により、内国会社にあつては第二号の三様式、外国会社にあつては第七号の三様式により有価証券届出書を作成することができる。

２　法第五条第三項第一号に規定する大蔵省令で定める期間は、一年間とする。

３　法第五条第三項第一号に規定する大蔵省令で定めるものは、前条第二項に規定する有価証券報告書とする。

４　法第五条第三項第二号に規定する大蔵省令で定める基準は、有価証券届出書を提出しようとする者の発行する株券が本邦の証券取引所において上場されており、かつ、当該者が次の各号のいずれかに該当することとする。

イ　当該者の発行する株券が法第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券に該当することとなつた日（以下この項において「新規上場日」という。）が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日以前の日である場合において、当該者の発行済株券について、当該有価証券届出書の提出日前六月のいずれかの日（以下この項において「算定基準日」という。）以前三年間の有価証券市場における売買金額の合計を三で除して得た額が百億円以上であり、かつ、三年平均上場時価総額（当該算定基準日、その日の属する年（以下この項において「算定基準年」という。）の前年の応当日及び当該算定基準年の前々年の応当日における上場時価総額の合計を三で除して得た額をいう。以下この項において同じ。）が百億円以上であること。

ロ　新規上場日が当該有価証券届出書の提出日以前三年六月前の日後の日で二年六月前の日以前の日である場合において、当該者の発行済株券について、算定基準日以前二年間の有価証券市場における売買金額の合計を二で除して得た額が百億円以上であり、かつ、二年平均上場時価総額（当該算定基準日及び算定基準年の前年の応当日における上場時価総額の合計を二で除して得た額をいう。以下この項において同じ。）が百億円以上であること。

ハ　新規上場日が当該有価証券届出書の提出日の二年六月前の日後の日である場合において、当該者の発行済株券について、算定基準日以前一年間の有価証券市場における売買金額が百億円以上であり、かつ、基準時上場時価総額（当該算定基準日における上場時価総額をいう。以下この項において同じ。）が百億円以上であること。

ニ　当該者の発行済株券について、三年平均上場時価総額（新規上場日が当該有価証券届出書の提出日以前三年六月前の日後の日で二年六月以前の日以前の日である場合には、二年平均上場時価総額、新規上場日が当該有価証券届出書の提出日の二年六月前の日後の日である場合には、基準時上場時価総額）が五百億円以上であること。

ホ　一の指定格付機関により、当該者が既に発行した社債券のいずれかに大蔵大臣が指定格付機関ごとに指定した格付（以下この項において「特定格付」という。）が付与され、かつ、他の指定格付機関により、当該者が既に発行した社債券又はその募集若しくは売出しに関し法第四条第一項に規定する届出をしようとする社債券のいずれかに特定格付が付与されていること（これらの格付が公表されている場合に限る。）。

ヘ　法令により優先弁済を受ける権利を保証されている社債券（転換社債券及び新株引受権付社債券を除く。）を既に発行していること。

（改正前）

（参照方式による有価証券届出書）

**第九条の三**　法第五条第三項各号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げるすべての要件を満たす者が、有価証券届出書を提出しようとする場合には、同項の規定により、内国会社にあつては第二号の三様式、外国会社にあつては第七号の三様式により有価証券届出書を作成することができる。

２　法第五条第三項第一号に規定する大蔵省令で定める期間は、三年間とする。

３　法第五条第三項第一号に規定する大蔵省令で定めるものは、前条第二項に規定する有価証券報告書とする。

４　法第五条第三項第二号に規定する大蔵省令で定める基準は、有価証券届出書を提出しようとする者の発行する株券が本邦の証券取引所において上場されており、かつ、当該者が次の各号のいずれかに該当することとする。

イ　当該者の発行する株券が法第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券に該当することとなつた日（以下この項において「新規上場日」という。）が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日以前の日である場合において、当該者の発行済株券について、当該有価証券届出書の提出日前六月のいずれかの日（以下この項において「算定基準日」という。）以前三年間の有価証券市場における売買金額の合計を三で除して得た額が千億円以上であり、かつ、三年平均上場時価総額（当該算定基準日、その日の属する年（以下この項において「算定基準年」という。）の前年の応当日及び当該算定基準年の前々年の応当日における上場時価総額の合計を三で除して得た額をいう。以下この項において同じ。）が千億円以上であること。

ロ　新規上場日が当該有価証券届出書の提出日以前三年六月前の日後の日で二年六月前の日以前の日である場合において、当該者の発行済株券について、算定基準日以前二年間の有価証券市場における売買金額の合計を二で除して得た額が千億円以上であり、かつ、二年平均上場時価総額（当該算定基準日及び算定基準年の前年の応当日における上場時価総額の合計を二で除して得た額をいう。以下この項において同じ。）が千億円以上であること。

ハ　新規上場日が当該有価証券届出書の提出日の二年六月前の日後の日である場合において、当該者の発行済株券について、算定基準日以前一年間の有価証券市場における売買金額が千億円以上であり、かつ、基準時上場時価総額（当該算定基準日における上場時価総額をいう。以下この項において同じ。）が千億円以上であること。

ニ　当該者の発行済株券について、三年平均上場時価総額（新規上場日が当該有価証券届出書の提出日以前三年六月前の日後の日で二年六月以前の日以前の日である場合には、二年平均上場時価総額、新規上場日が当該有価証券届出書の提出日の二年六月前の日後の日である場合には、基準時上場時価総額）が五千億円以上であること。

ホ　一の格付機関（大蔵大臣がその格付実績、人的構成、組織、格付の方法及び資本構成その他発行者からの中立性に関する事項等を勘案して有効期間を定めて指定したものをいう。以下この項において同じ。）により、当該者が既に発行した社債券のいずれかに大蔵大臣が当該格付機関ごとに指定した格付（以下この項において「特定格付」という。）が付与され、かつ、他の格付機関により、当該者が既に発行した社債券又はその募集若しくは売出しに関し法第四条第一項に規定する届出をしようとする社債券のいずれかに特定格付が付与されていること（これらの格付が公表されている場合に限る。）。

ヘ　法令により優先弁済を受ける権利を保証されている社債券（転換社債券及び新株引受権付社債券を除く。）を既に発行していること。

【平成7年3月31日 省令第29号】 （改正なし）

【平成7年2月1日 省令第1号】 （改正なし）

【平成6年12月20日 省令第115号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 省令第89号】 （改正なし）

【平成6年3月25日 省令第19号】

（改正後）

（参照方式による有価証券届出書）

**第九条の三**　法第五条第三項各号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げるすべての要件を満たす者が、有価証券届出書を提出しようとする場合には、同項の規定により、内国会社にあつては第二号の三様式、外国会社にあつては第七号の三様式により有価証券届出書を作成することができる。

２　法第五条第三項第一号に規定する大蔵省令で定める期間は、三年間とする。

３　法第五条第三項第一号に規定する大蔵省令で定めるものは、前条第二項に規定する有価証券報告書とする。

４　法第五条第三項第二号に規定する大蔵省令で定める基準は、有価証券届出書を提出しようとする者の発行する株券が本邦の証券取引所において上場されており、かつ、当該者が次の各号のいずれかに該当することとする。

イ　当該者の発行する株券が法第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券に該当することとなつた日（以下この項において「新規上場日」という。）が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日以前の日である場合において、当該者の発行済株券について、当該有価証券届出書の提出日前六月のいずれかの日（以下この項において「算定基準日」という。）以前三年間の有価証券市場における売買金額の合計を三で除して得た額が千億円以上であり、かつ、三年平均上場時価総額（当該算定基準日、その日の属する年（以下この項において「算定基準年」という。）の前年の応当日及び当該算定基準年の前々年の応当日における上場時価総額の合計を三で除して得た額をいう。以下この項において同じ。）が千億円以上であること。

ロ　新規上場日が当該有価証券届出書の提出日以前三年六月前の日後の日で二年六月前の日以前の日である場合において、当該者の発行済株券について、算定基準日以前二年間の有価証券市場における売買金額の合計を二で除して得た額が千億円以上であり、かつ、二年平均上場時価総額（当該算定基準日及び算定基準年の前年の応当日における上場時価総額の合計を二で除して得た額をいう。以下この項において同じ。）が千億円以上であること。

ハ　新規上場日が当該有価証券届出書の提出日の二年六月前の日後の日である場合において、当該者の発行済株券について、算定基準日以前一年間の有価証券市場における売買金額が千億円以上であり、かつ、基準時上場時価総額（当該算定基準日における上場時価総額をいう。以下この項において同じ。）が千億円以上であること。

ニ　当該者の発行済株券について、三年平均上場時価総額（新規上場日が当該有価証券届出書の提出日以前三年六月前の日後の日で二年六月以前の日以前の日である場合には、二年平均上場時価総額、新規上場日が当該有価証券届出書の提出日の二年六月前の日後の日である場合には、基準時上場時価総額）が五千億円以上であること。

ホ　一の格付機関（大蔵大臣がその格付実績、人的構成、組織、格付の方法及び資本構成その他発行者からの中立性に関する事項等を勘案して有効期間を定めて指定したものをいう。以下この項において同じ。）により、当該者が既に発行した社債券のいずれかに大蔵大臣が当該格付機関ごとに指定した格付（以下この項において「特定格付」という。）が付与され、かつ、他の格付機関により、当該者が既に発行した社債券又はその募集若しくは売出しに関し法第四条第一項に規定する届出をしようとする社債券のいずれかに特定格付が付与されていること（これらの格付が公表されている場合に限る。）。

ヘ　法令により優先弁済を受ける権利を保証されている社債券（転換社債券及び新株引受権付社債券を除く。）を既に発行していること。

（改正前）

（参照方式による有価証券届出書）

**第九条の三**　法第五条第三項各号に掲げるすべての要件を満たす者が、有価証券届出書を提出しようとする場合には、同項の規定により、内国会社にあつては第二号の三様式、外国会社にあつては第七号の三様式により有価証券届出書を作成することができる。

２　法第五条第三項第一号に規定する大蔵省令で定める期間は、三年間とする。

３　法第五条第三項第一号に規定する大蔵省令で定めるものは、前条第二項に規定する有価証券報告書とする。

４　法第五条第三項第二号に規定する大蔵省令で定める基準は、有価証券届出書を提出しようとする者の発行する株券が本邦の証券取引所において上場されており、かつ、当該者が次の各号のいずれかに該当することとする。

イ　当該者の発行する株券が法第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券に該当することとなつた日（以下この項において「新規上場日」という。）が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日以前の日である場合において、当該者の発行済株券について、当該有価証券届出書の提出日前六月のいずれかの日（以下この項において「算定基準日」という。）以前三年間の有価証券市場における売買金額の合計を三で除して得た額が千億円以上であり、かつ、三年平均上場時価総額（当該算定基準日、その日の属する年（以下この項において「算定基準年」という。）の前年の応当日及び当該算定基準年の前々年の応当日における上場時価総額の合計を三で除して得た額をいう。以下この項において同じ。）が千億円以上であること。

ロ　新規上場日が当該有価証券届出書の提出日以前三年六月前の日後の日で二年六月前の日以前の日である場合において、当該者の発行済株券について、算定基準日以前二年間の有価証券市場における売買金額の合計を二で除して得た額が千億円以上であり、かつ、二年平均上場時価総額（当該算定基準日及び算定基準年の前年の応当日における上場時価総額の合計を二で除して得た額をいう。以下この項において同じ。）が千億円以上であること。

ハ　新規上場日が当該有価証券届出書の提出日の二年六月前の日後の日である場合において、当該者の発行済株券について、算定基準日以前一年間の有価証券市場における売買金額が千億円以上であり、かつ、基準時上場時価総額（当該算定基準日における上場時価総額をいう。以下この項において同じ。）が千億円以上であること。

ニ　当該者の発行済株券について、三年平均上場時価総額（新規上場日が当該有価証券届出書の提出日以前三年六月前の日後の日で二年六月以前の日以前の日である場合には、二年平均上場時価総額、新規上場日が当該有価証券届出書の提出日の二年六月前の日後の日である場合には、基準時上場時価総額）が五千億円以上であること。

ホ　一の格付機関（大蔵大臣がその格付実績、人的構成、組織、格付の方法及び資本構成その他発行者からの中立性に関する事項等を勘案して有効期間を定めて指定したものをいう。以下この項において同じ。）により、当該者が既に発行した社債券のいずれかに大蔵大臣が当該格付機関ごとに指定した格付（以下この項において「特定格付」という。）が付与され、かつ、他の格付機関により、当該者が既に発行した社債券又はその募集若しくは売出しに関し法第四条第一項に規定する届出をしようとする社債券のいずれかに特定格付が付与されていること（これらの格付が公表されている場合に限る。）。

ヘ　法令により優先弁済を受ける権利を保証されている社債券（転換社債券及び新株引受権付社債券を除く。）を既に発行していること。

【平成6年3月1日 省令第6号】 （改正なし）

【平成5年9月21日 省令第84号】 （改正なし）

【平成5年3月3日 省令第23号】

（改正後）

（参照方式による有価証券届出書）

**第九条の三**　法第五条第三項各号に掲げるすべての要件を満たす者が、有価証券届出書を提出しようとする場合には、同項の規定により、内国会社にあつては第二号の三様式、外国会社にあつては第七号の三様式により有価証券届出書を作成することができる。

２　法第五条第三項第一号に規定する大蔵省令で定める期間は、三年間とする。

３　法第五条第三項第一号に規定する大蔵省令で定めるものは、前条第二項に規定する有価証券報告書とする。

４　法第五条第三項第二号に規定する大蔵省令で定める基準は、有価証券届出書を提出しようとする者の発行する株券が本邦の証券取引所において上場されており、かつ、当該者が次の各号のいずれかに該当することとする。

イ　当該者の発行する株券が法第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券に該当することとなつた日（以下この項において「新規上場日」という。）が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日以前の日である場合において、当該者の発行済株券について、当該有価証券届出書の提出日前六月のいずれかの日（以下この項において「算定基準日」という。）以前三年間の有価証券市場における売買金額の合計を三で除して得た額が千億円以上であり、かつ、三年平均上場時価総額（当該算定基準日、その日の属する年（以下この項において「算定基準年」という。）の前年の応当日及び当該算定基準年の前々年の応当日における上場時価総額の合計を三で除して得た額をいう。以下この項において同じ。）が千億円以上であること。

ロ　新規上場日が当該有価証券届出書の提出日以前三年六月前の日後の日で二年六月前の日以前の日である場合において、当該者の発行済株券について、算定基準日以前二年間の有価証券市場における売買金額の合計を二で除して得た額が千億円以上であり、かつ、二年平均上場時価総額（当該算定基準日及び算定基準年の前年の応当日における上場時価総額の合計を二で除して得た額をいう。以下この項において同じ。）が千億円以上であること。

ハ　新規上場日が当該有価証券届出書の提出日の二年六月前の日後の日である場合において、当該者の発行済株券について、算定基準日以前一年間の有価証券市場における売買金額が千億円以上であり、かつ、基準時上場時価総額（当該算定基準日における上場時価総額をいう。以下この項において同じ。）が千億円以上であること。

ニ　当該者の発行済株券について、三年平均上場時価総額（新規上場日が当該有価証券届出書の提出日以前三年六月前の日後の日で二年六月以前の日以前の日である場合には、二年平均上場時価総額、新規上場日が当該有価証券届出書の提出日の二年六月前の日後の日である場合には、基準時上場時価総額）が五千億円以上であること。

ホ　一の格付機関（大蔵大臣がその格付実績、人的構成、組織、格付の方法及び資本構成その他発行者からの中立性に関する事項等を勘案して有効期間を定めて指定したものをいう。以下この項において同じ。）により、当該者が既に発行した社債券のいずれかに大蔵大臣が当該格付機関ごとに指定した格付（以下この項において「特定格付」という。）が付与され、かつ、他の格付機関により、当該者が既に発行した社債券又はその募集若しくは売出しに関し法第四条第一項に規定する届出をしようとする社債券のいずれかに特定格付が付与されていること（これらの格付が公表されている場合に限る。）。

ヘ　法令により優先弁済を受ける権利を保証されている社債券（転換社債券及び新株引受権付社債券を除く。）を既に発行していること。

（改正前）

（参照方式による有価証券届出書）

**第九条の三**　法第五条第三項各号に掲げるすべての要件を満たす者が、有価証券届出書を提出しようとする場合には、同項の規定により、内国会社にあつては第二号の三様式、外国会社にあつては第七号の三様式により有価証券届出書を作成することができる。

２　法第五条第三項第一号に規定する大蔵省令で定める期間は、三年間とする。

（３　新設）

３　法第五条第三項第二号に規定する大蔵省令で定める基準は、有価証券届出書を提出しようとする者の発行する株券が本邦の証券取引所において上場されており、かつ、当該者が次の各号のいずれかに該当することとする。

イ　当該者の発行する株券が法第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券に該当することとなつた日（以下この項において「新規上場日」という。）が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日以前の日である場合において、当該者の発行済株券について、当該有価証券届出書の提出日前六月のいずれかの日（以下この項において「算定基準日」という。）以前三年間の有価証券市場における売買金額の合計を三で除して得た額が千億円以上であり、かつ、三年平均上場時価総額（当該算定基準日、その日の属する年（以下この項において「算定基準年」という。）の前年の応当日及び当該算定基準年の前々年の応当日における上場時価総額の合計を三で除して得た額をいう。以下この項において同じ。）が千億円以上であること。

ロ　新規上場日が当該有価証券届出書の提出日以前三年六月前の日後の日で二年六月前の日以前の日である場合において、当該者の発行済株券について、算定基準日以前二年間の有価証券市場における売買金額の合計を二で除して得た額が千億円以上であり、かつ、二年平均上場時価総額（当該算定基準日及び算定基準年の前年の応当日における上場時価総額の合計を二で除して得た額をいう。以下この項において同じ。）が千億円以上であること。

ハ　新規上場日が当該有価証券届出書の提出日の二年六月前の日後の日である場合において、当該者の発行済株券について、算定基準日以前一年間の有価証券市場における売買金額が千億円以上であり、かつ、基準時上場時価総額（当該算定基準日における上場時価総額をいう。以下この項において同じ。）が千億円以上であること。

ニ　当該者の発行済株券について、三年平均上場時価総額（新規上場日が当該有価証券届出書の提出日以前三年六月前の日後の日で二年六月以前の日以前の日である場合には、二年平均上場時価総額、新規上場日が当該有価証券届出書の提出日の二年六月前の日後の日である場合には、基準時上場時価総額）が五千億円以上であること。

ホ　一の格付機関（大蔵大臣がその格付実績、人的構成、組織、格付の方法及び資本構成その他発行者からの中立性に関する事項等を勘案して有効期間を定めて指定したものをいう。以下この項において同じ。）により、当該者が既に発行した社債券のいずれかに大蔵大臣が当該格付機関ごとに指定した格付（以下この項において「特定格付」という。）が付与され、かつ、他の格付機関により、当該者が既に発行した社債券又はその募集若しくは売出しに関し法第四条第一項に規定する届出をしようとする社債券のいずれかに特定格付が付与されていること（これらの格付が公表されている場合に限る。）。

ヘ　法令により優先弁済を受ける権利を保証されている社債券（転換社債券及び新株引受権付社債券を除く。）を既に発行していること。

【平成4年7月15日 省令第58号】 （改正なし）

【平成4年7月7日 省令第53号】

（改正後）

（参照方式による有価証券届出書）

**第九条の三**　法第五条第三項各号に掲げるすべての要件を満たす者が、有価証券届出書を提出しようとする場合には、同項の規定により、内国会社にあつては第二号の三様式、外国会社にあつては第七号の三様式により有価証券届出書を作成することができる。

２　法第五条第三項第一号に規定する大蔵省令で定める期間は、三年間とする。

３　法第五条第三項第二号に規定する大蔵省令で定める基準は、有価証券届出書を提出しようとする者の発行する株券が本邦の証券取引所において上場されており、かつ、当該者が次の各号のいずれかに該当することとする。

イ　当該者の発行する株券が法第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券に該当することとなつた日（以下この項において「新規上場日」という。）が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日以前の日である場合において、当該者の発行済株券について、当該有価証券届出書の提出日前六月のいずれかの日（以下この項において「算定基準日」という。）以前三年間の有価証券市場における売買金額の合計を三で除して得た額が千億円以上であり、かつ、三年平均上場時価総額（当該算定基準日、その日の属する年（以下この項において「算定基準年」という。）の前年の応当日及び当該算定基準年の前々年の応当日における上場時価総額の合計を三で除して得た額をいう。以下この項において同じ。）が千億円以上であること。

ロ　新規上場日が当該有価証券届出書の提出日以前三年六月前の日後の日で二年六月前の日以前の日である場合において、当該者の発行済株券について、算定基準日以前二年間の有価証券市場における売買金額の合計を二で除して得た額が千億円以上であり、かつ、二年平均上場時価総額（当該算定基準日及び算定基準年の前年の応当日における上場時価総額の合計を二で除して得た額をいう。以下この項において同じ。）が千億円以上であること。

ハ　新規上場日が当該有価証券届出書の提出日の二年六月前の日後の日である場合において、当該者の発行済株券について、算定基準日以前一年間の有価証券市場における売買金額が千億円以上であり、かつ、基準時上場時価総額（当該算定基準日における上場時価総額をいう。以下この項において同じ。）が千億円以上であること。

ニ　当該者の発行済株券について、三年平均上場時価総額（新規上場日が当該有価証券届出書の提出日以前三年六月前の日後の日で二年六月以前の日以前の日である場合には、二年平均上場時価総額、新規上場日が当該有価証券届出書の提出日の二年六月前の日後の日である場合には、基準時上場時価総額）が五千億円以上であること。

ホ　一の格付機関（大蔵大臣がその格付実績、人的構成、組織、格付の方法及び資本構成その他発行者からの中立性に関する事項等を勘案して有効期間を定めて指定したものをいう。以下この項において同じ。）により、当該者が既に発行した社債券のいずれかに大蔵大臣が当該格付機関ごとに指定した格付（以下この項において「特定格付」という。）が付与され、かつ、他の格付機関により、当該者が既に発行した社債券又はその募集若しくは売出しに関し法第四条第一項に規定する届出をしようとする社債券のいずれかに特定格付が付与されていること（これらの格付が公表されている場合に限る。）。

ヘ　法令により優先弁済を受ける権利を保証されている社債券（転換社債券及び新株引受権付社債券を除く。）を既に発行していること。

（改正前）

（参照方式による有価証券届出書）

**第九条の三**　法第五条第三項各号に掲げるすべての要件を満たす者が、有価証券届出書を提出しようとする場合には、同項の規定により、内国会社にあつては第二号の三様式、外国会社にあつては第七号の三様式により有価証券届出書を作成することができる。

２　法第五条第三項第一号に規定する大蔵省令で定める期間は、三年間とする。

３　法第五条第三項第二号に規定する大蔵省令で定める基準は、有価証券届出書を提出しようとする者の発行する株券が本邦の証券取引所において上場されており、かつ、当該者が次の各号のいずれかに該当することとする。

イ　当該者の発行済株券について、最近一年間の有価証券市場における売買金額の合計額が千億円以上であり、かつ、上場時価総額が千億円以上であること。

（ロ、ハ　新設）

ロ　当該者の発行済株券について、上場時価総額が五千億円以上であること。

（ホ　新設）

ハ　法令により優先弁済を受ける権利を保証されている社債券（転換社債券及び新株引受権付社債券を除く。）を既に発行していること。

【平成3年11月26日 省令第49号】 （改正なし）

【平成3年3月25日 省令第10号】 （改正なし）

【平成2年12月25日 省令第41号】 （改正なし）

【平成2年7月21日 省令第30号】 （改正なし）

【平成元年3月17日 省令第21号】 （改正なし）

【昭和63年9月20日 省令第41号】

（改正後）

（参照方式による有価証券届出書）

**第九条の三**　法第五条第三項各号に掲げるすべての要件を満たす者が、有価証券届出書を提出しようとする場合には、同項の規定により、内国会社にあつては第二号の三様式、外国会社にあつては第七号の三様式により有価証券届出書を作成することができる。

２　法第五条第三項第一号に規定する大蔵省令で定める期間は、三年間とする。

３　法第五条第三項第二号に規定する大蔵省令で定める基準は、有価証券届出書を提出しようとする者の発行する株券が本邦の証券取引所において上場されており、かつ、当該者が次の各号のいずれかに該当することとする。

イ　当該者の発行済株券について、最近一年間の有価証券市場における売買金額の合計額が千億円以上であり、かつ、上場時価総額が千億円以上であること。

ロ　当該者の発行済株券について、上場時価総額が五千億円以上であること。

ハ　法令により優先弁済を受ける権利を保証されている社債券（転換社債券及び新株引受権付社債券を除く。）を既に発行していること。

（改正前）

（新設）